

アルコール検査記録簿(モデル様式・記載例)

当直割り
 0-4 : 運輸四郎(2/O)
 4-8 : 海事次郎(C/O)
 8-0 : 安全三郎(3/O)

船名: 海事丸
 船長: 国土太郎
 部門: 甲板部・機関部
 ※この記録簿は1年間保存すること

令和 元年		当直前					当直後					
氏名	検査日	検査時刻	検査場所	立会者名 (前直者等) (自署)	アルコール検知器の検査結果 (数値等)	酒気帯びの有無	備考	検査日	検査時刻	立会者名 (次直者等) (自署)	酒気帯びの有無 (目視等)	備考
例1: 酒気帯びのない場合												
安全 三郎	9/25	7:55	船橋	海事 次郎	0	有・ 無		9/25	11:58	運輸 四郎	有・ 無	
例2: 次直者が酒気帯びのため、前直者が引き続き当直を実施した場合												
安全 三郎	9/25	7:55	船橋	海事 次郎	0	有・ 無		9/25	13:58	運輸 四郎	有・ 無	
運輸 四郎	9/25	11:55	船橋	安全 三郎	0.08	有 ・無	前直者が引き続き当直	/	:		有・無	
運輸 四郎	9/25	13:55	船橋	安全 三郎	0	有・ 無	14時に当直交代	9/25	15:58	海事 次郎	有・ 無	
							酒気帯び状態が解消					
例3: 次直者が酒気帯びのため、航海当直に組み込まれていない船長が当直を実施した場合												
安全 三郎	9/25	7:55	船橋	海事 次郎	0	有・ 無		9/25	12:00	国土 太郎	有・ 無	
運輸 四郎	9/25	11:55	船橋	安全 三郎	0.08	有 ・無	船長国土太郎が当直	/	:		有・無	
国土 太郎	9/25	12:00	船橋	安全 三郎	0	有・ 無		9/25	15:58	海事 次郎	有・ 無	
	/	:					Capt.が0-4すべて入直	/	:		有・無	
	/	:						/	:		有・無	
	/	:						/	:		有・無	
	/	:						/	:		有・無	
	/	:						/	:		有・無	

- (注) 1. アルコール検知器による検査により呼気中アルコール濃度が確認された者は当直を実施してはならない。
 2. 酒気帯びの者の代わりに他の乗組員が当直を行った場合や酒気帯びが解消されるまで当直に就かせなかった場合等の対応については、備考欄に記載すること。
 3. 当直後の検査は、目視等(※)により行うこと。目視等の検査で酒気帯びが疑われる場合は、アルコール検知器による検査を行うこと。
 ※当直者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を含めて総合的に判断すること。
 4. アルコール検知器による検査を行うにあたっては、検査の実施前に必ず水でうがいをしてから行うこと。